

札幌市立西岡中学校



学校教育目標
豊かな人間性の啓発
～豊かな自己を拓く

学校経営の基底
信頼と敬愛

いじめ防止基本方針

平成29年度 改訂版

*いじめ防止等に対する基本的な考え

1 基本的なおさえ

1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」となっている。

また、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、「いじめ」には多様な態様があることに鑑み、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されている。

したがって、本校では、法の定義及び国の基本方針に基づいて、**学校の内外を問わず、生徒本人が「いじめ」ととらえたものについて「いじめ」として捉える。**

2) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつこと。

- ・いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を繰り返す。
- ・いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ・いじめは、その行為により犯罪行為として取り扱われるものもある。
- ・いじめられている子どもの立場に立ち、必ず守る。

3) いじめ対策の理念と教職員の責務

- ・「いじめ」の中には、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。
- ・学校は、いじめを発生させないように、生徒が安心できる「居場所づくり」と相互で認め合う「絆づくり」に繋がる集団作りの指導に重点を入れる。
- ・教職員は、保護者や地域との連携を図り、いじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる事象については、適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。
- ・好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、教職員は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- ・教師による冷やかしかやからかいが、いじめの発端になることもある。また、教師の普段からの威圧的言動が、いじめを増長させるケースもあるので生徒の実態を十分考え言動に注意する。

2 いじめ防止に関する対策

いじめ問題の取組にあたっては、「未然防止」「早期発見」「早期解決」が重要であり、家庭や関係機関との連携を大切にする。

1) いじめの未然防止

学校は、豊かな人間形成、人権尊重の精神に基づき、生徒の主体的・自主的ないじめ防止活動を支援する。問題解決の方法や協力の喜びを知ることから達成感や成就感をもち、自己有用感のある集団活動の提供をする。

- ・道徳観や規範意識の教育を通じて、「思いやり心」「いのちの大切さ」を育成する。
- ・学習面では、生徒が「わかる・できる・楽しい授業」と感じられるよう、研修会の充実や授業改善に努める。
- ・学年・学級活動を通し「絆づくり」として、自ら積極的に行動できる集団を育成する。
- ・「居場所づくり」として、自己有用感が得られるように生徒に活躍の場面がある環境をつくる。
- ・生徒指導から、常に危機感をもち、アンケートなどによる検証を定期的実施する。
- ・地域や関係機関と密に情報交換を行い、連携を深める。
- ・いじめ撲滅運動などの生徒会活動を通し、他学年の交流により建設的で多面的な集団体験を提供する。

2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい状況で発生しているため、学校組織として早期発見に取り組む。

- ・日頃から子どもの表情や些細な変化に気づき、いじめによるものではないのか疑いをもって接し、声かけや迅速な対応体制を作る。
- ・定期的にいじめアンケートを実施することで、問題把握に努め、事例がある場合は、教育相談や懇談を通して問題解決に努める。
- ・生徒の見守りに向けて、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくりをする。
※24時間子どもいじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）
- ・インターネットや携帯電話の適切な利用について指導し、ネットパトロールによる早期発見に努める。

3) いじめの早期解決

いじめ問題が生じた時には、早期に事実確認に基づき関係する子どもや保護者が納得できる解決を目指す。

〈いじめられている子ども〉

- ・子どもの立場に立ち、傾聴姿勢をもって事実確認を行う。
- ・暴力を伴ういじめについては、子どもの心身及び財産等に対する被害に迅速に対処する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに関しては、情報が広範囲に広がる懸念があるため、より迅速な対応に努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに関しては、情報が広範囲に広がるため、より迅速な対応に心がける。
- ・いじめが解消しても保護者（関係機関）と継続的な連絡をとる。

〈いじめを行った子ども〉

- ・許される行為でないことを毅然と指導する。過去いじめられた経験や家庭環境の変化など要因を探りつつもその子どもと保護者にはいじめを繰り返さないよう助言と支援を行う。
- ・関係機関との連携を深め、更生に向けた取組体制をとる。

〈その他・共通〉

- ・スクールカウンセラーを活用し、心身の安定に努める。
- ・情報提供してくれた子どもに対する秘密厳守とともに安全確保する。
- ・道徳的な集会や教育相談などにより、第三者のいじめ防止に対する意識を高める。

3 西岡中学校の取組

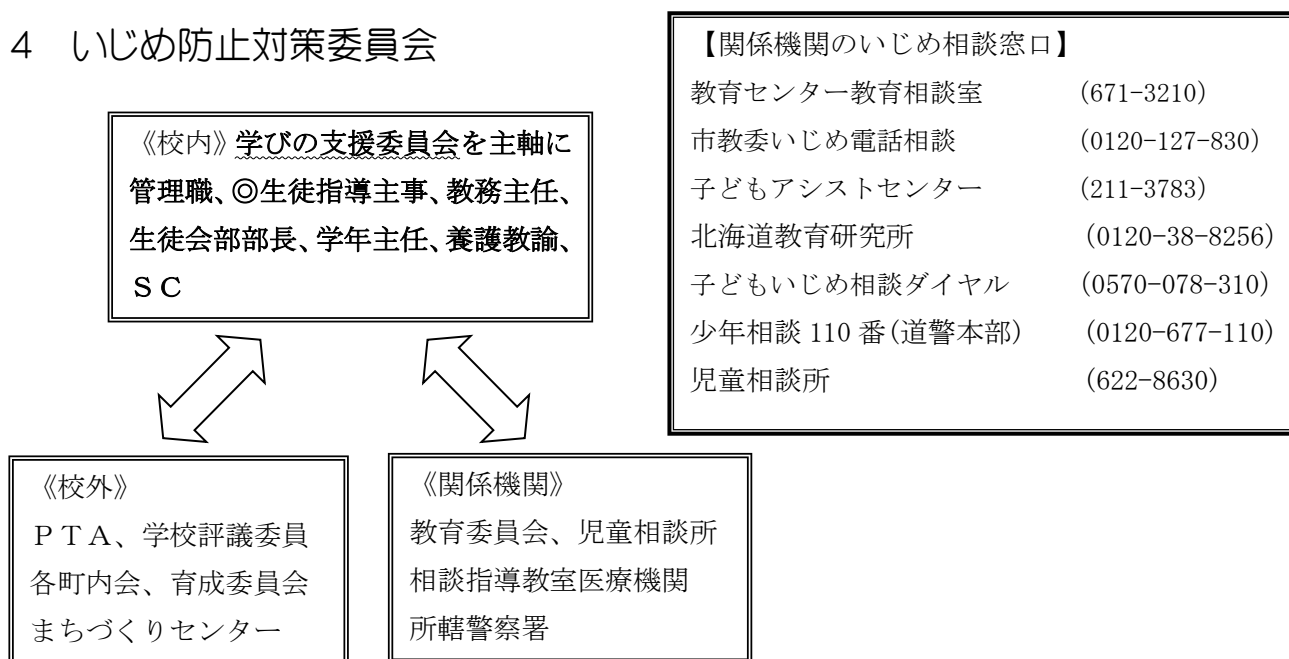
〈対策や指導〉

- ・学期ごとに「生徒相談日」を設定し、生徒一人一人との面談を通して、学校生活・学習・悩みやいじめに関わることなどの相談活動にあたる。
- ・生活アンケートや担任の観察より報告のあった生徒に対しては、面談時間をもち、解決もしくは、解決に向けての指導にあたる。学年で分担し、まわりの協力者からの聞き取りも並行して行う。全容がわかった段階では、関係生徒・保護者への説明および謝罪等の場を設定する。
- ・学活や道徳の時間を使ったいじめ撲滅への意識化を図る。
- ・生徒会活動での「いじめ撲滅運動」では、ポスター制作、標語募集、いじめ防止に向けてのメッセージ書きなどをはじめ、自主的に防止活動に取り組みさせる。（校内放送による特別番組制作などの検討、よびかけなど）
- ・教科指導では、自分の考えを発表する場面や意見交流する場面など自己表現がしやすい雰囲気づくりや個別指導も取り入れながら自信をもって参加できる授業づくりを進める。グループ学習などでは、対象生徒同士が安易に同グループにならないよう配慮しつつ、生徒観察し、活動の助言・指導に努める。
- ・地域関係機関や所轄警察署などにおける講演会や防犯対策教室を活用し啓蒙活動を進める。

〈今後に向けて〉

- ・自己表現や協調性のある取組に向けて、コミュニケーション力の向上と集団としての活動を通じた自己有用感を高める手立てを工夫する。
- ・情報提供しやすい雰囲気づくりに向けて、学校と地域・保護者生徒相互の信頼関係づくりに努める。

4 いじめ防止対策委員会



5 いじめ防止対策年間計画

	行事	道徳	いじめ早期発見の取組	
			健康観察 学習記録シート アンケート調査 教育相談 研修会 保護者方の情報 いじめ撲滅プロジェクト	
4月	部活動紹介集会 部活動結成	人間愛・思い やりの心	2・3年 新学期を迎えてアンケート 1年 入学を迎えてのアンケート 生徒指導研修会① 学びの支援委員会①②	学習記録シート
5月	生徒総会 旅行的行事	個性の尊重	第1回生活に関する調査 生徒指導研修会② 学びの支援委員会③	
6月	1学期期末テスト 陸上競技大会	集団の圧力	教育相談①	
7月	中体連大会	情報モラル	期末懇談会 学びの支援委員会④	
8月		命の大切さを学ぶ	2学期を迎えてアンケート	
9月	学校祭	生命の尊重	第2回生活に関する調査 第1回いじめ撲滅プロジェクト 学びの支援委員会⑤	
10月	合唱祭 中体連新人戦	集団生活の 向上	教育相談②	
11月	2学期期末テスト	自律・自主・誠 実・責任	生徒指導研修会③ 札幌市教育委員会 いじめ調査	
12月	2学期終業式	感謝の心	期末懇談会 学びの支援委員会⑥	
1月	始業式 スキー学習	男女の理解・ 尊重	第3回生活に関する調査 第2回いじめ撲滅プロジェクト	
2月	学年末テスト	寛容・謙虚	校内研修会(生徒指導含む)	
3月	送別集会 卒業式	正義・公正・ 公平	新年度への情報交流 学びの支援委員会⑦	

6 重大事態対応

重大事態とは

第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ⇒児童生徒が自殺を企図した場合
- ⇒身体に重大な傷害を負った場合
- ⇒金品等に重大な被害を被った場合
- ⇒精神性の疾患を発症した場合

第2号「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安にする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、目安にかかわらず迅速に調査する。

委員会に報告後、重大事態の調査の主体が決定

組織の構成員には、利害関係を有さない第三者を参加させることで、公平性が確保される。

事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を網羅的に明確にする。この際、因果関係を急がず、客観的な事実関係を的確に調査する。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

調査結果を委員会に報告（委員会から札幌市長へ報告）

いじめを受けた生徒または、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

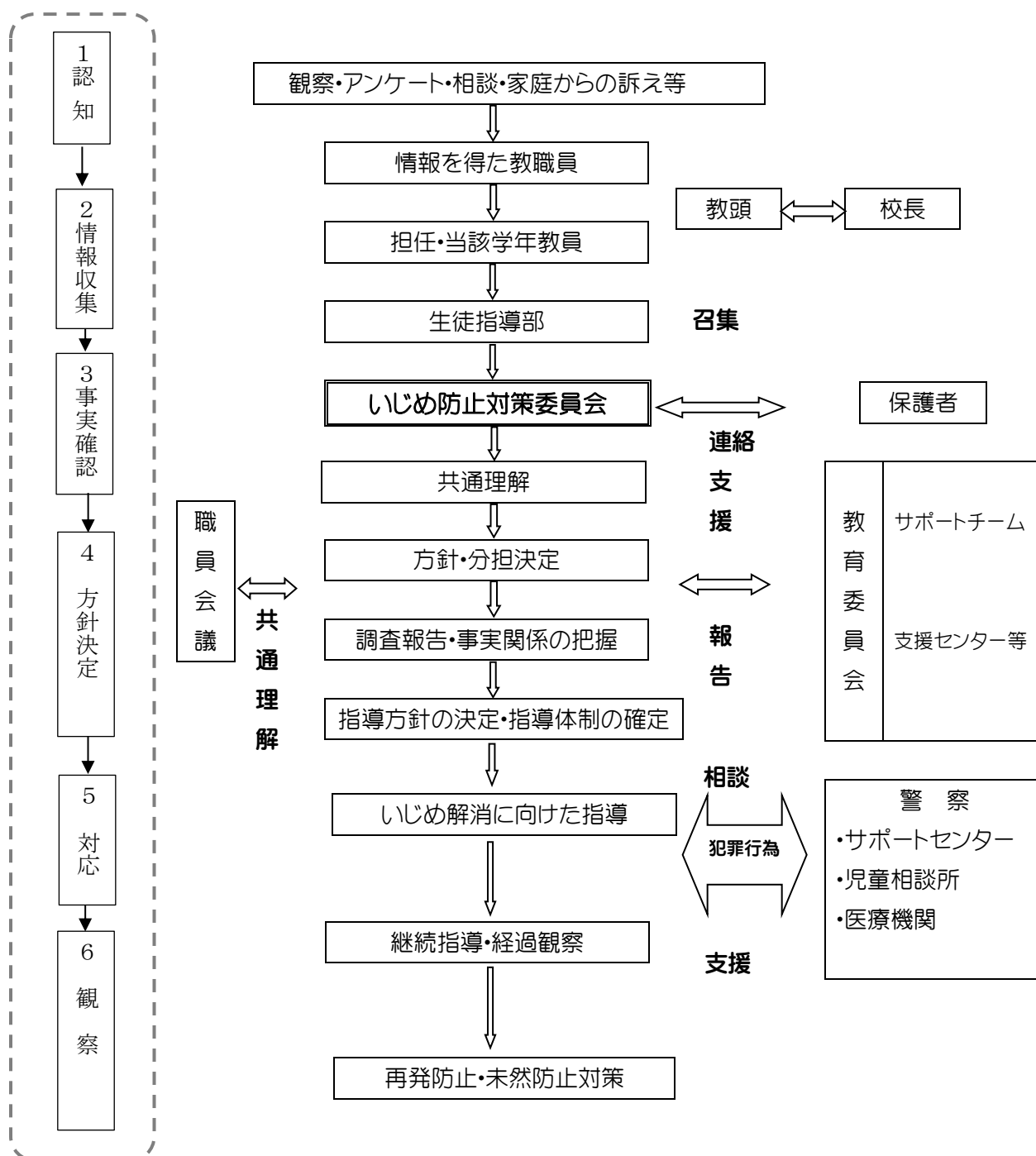
調査結果を踏まえた必要な措置

〈教育委員会が調査主体となる場合〉

委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力（法令 第28条～30条）

委員会・『重大事態調査検討委員会』→市長・『子ども未来局』→調査終了または→議会へ報告

【いじめが認知された場合の組織対応図】



いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応すること。校長がいじめ防止対策委員会を開催し、今後の指導方針を決めて組織的に取り組むことが重要である。

* いじめの早期発見に向けてご活用ください。

子どものいじめのサインチェック表

ご家庭で、いじめのサインを見逃さないためのチェック表です。定期的な見守りによってお子さまの変化に気づき、いじめの早期発見につながります。当てはまる項目があり、度重なるようでしたら、学校までご連絡ください。

項 目	✓
1. 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。	
2. 朝から体調不良を訴え、登校をしづらくなった。	
3. 遅刻や早退が増えた。	
4. 食欲がなくなったり、黙って食べるようになった。	
5. 携帯電話やメールの着信におびえる。	
6. 勉強しなくなる。集中力がなくなる。	
7. 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。	
8. 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。	
9. 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。	
10. 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。	
11. ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。	
12. 学校や友達の話題が減った。	
13. 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。	
14. パソコンやスマホをいつも気にしている。	
15. 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。	
16. 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。	
17. 学校で使うものや持ち物がなくなったり、こわれている。	
18. 教科書やノートに嫌がらせの落書きがされたり、破られたりしている。	
19. 服が汚れたり破れたりしている。	
20. 言葉使いが荒くなる。人のことをバカにする。	
21. 買った覚えのないものを持っている。(答えがあいまい)	
22. お小遣いでは買えないものを持っている。(入手方法があいまい)	
お子さまの普段の様子で気になることがありましたらご記入ください。	